

行政処分の公表

当社が経営する一般貸切旅客自動車運送事業において 去る平成 30 年 6 月 14 日の富山運輸支局の監査の結果、道路運送法上違反が認められ行政処分を受けることとなりました。

お客様ならびに関係各位に深くお詫びを申し上げますとともに処分を厳粛に受け止め適切な管理体制を構築するとともに適宜内部監査を行い、教育指導を進めて参ります。

記

- 行政処分日 平成 30 年 12 月 19 日
- 事業所の所在所 富山県射水市本町 3 丁目 16-3
- 営業所の名所 新湊西営業所
- 営業所所在地 富山県射水市本町 3 丁目 16-3
- 行政処分内容 輸送施設の使用禁止(60 日車)初違反
- 主な違反条項 道路運送法第 9 条の 2 第 1 項
- 違反行為の概要 平成 30 年 6 月 14 日 監査実施 1 件違反が認められた
• 運賃料金事前届出 運賃料金変更事前違反
- 違反点数 6 点

以 上